

千葉県公立高等学校学び直し支援事業事務処理要領

(目的)

高等学校等を中途退学した後再び千葉県の公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、継続して学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「支援金」という。）の支給を行う。

1 支援金について

(1) 対象となる学校

千葉県の公立高等学校（専攻科を除く）

(2) 対象となる者

(1)の高等学校に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者とする。

- ① 千葉県の公立高等学校に在学する者
- ② 高等学校等（修学年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了していない者
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制課程の場合は48月）を超える者
- ④ 平成26年4月1日以降に千葉県の公立高等学校に入学し、高等学校等就学支援金に係る制度の対象月が1月（就学支援金受給資格の有無は問わない。）以上ある者
- ⑤ 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- ⑥ 支援金の支給を通算して24月以上受けていない者（学び直し支援金と同様の他都道府県の支援金支給期間を含む。）
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が507,000円を超えない者）

(3) 支給期間

支援金の支給期間は、卒業までの間とし、最大で24月とする。

※対象となる学校全てについて24月とする。

(4) 支給額

① 支給額及び支給限度額

支援金の額は、支給対象高等学校の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。支給限度額は以下のとおりであり、支給限度額を超える授業料は自己負担となる。

なお、通算の支給上限単位数（就学支援金制度における74単位）及び年間の支給

上限単位数（就学支援金制度における30単位）は設定しない。

＜支援金の支給限度額＞

	高等学校 全日制	高等学校 定時制	高等学校 通信制
限度額	9,900円	2,700円	520円

②授業料債権への充当

支援金の額は、授業料の月額に相当する額、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額。）支援金は、授業料債権が生じていることが確認でき、受給者が授業料債務に充てることを目的に支給する。

（5）受給資格認定

- ①支援金の支給にあたっては、支援金の支給を受けようとする生徒が、「学び直し支援金受給資格認定申請書」（様式第1号）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（課税証明書等）、「学び直し支援金受取口座登録依頼書」（別紙3）を添付して、生徒が在学する高等学校の学校長を経て千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その認定を受けることとする。

申請書は毎年度提出すること。

提出期限

学び直し支援金の受給開始が 4月～ 6月の場合・・・ 4月末日
7月～ 9月の場合・・・ 7月末日
10月～12月の場合・・・ 10月末日
1月～ 3月の場合・・・ 1月末日

- ②教育委員会は、生徒から提出された申請に基づき「学び直し支援金支給決定（却下）通知書」（様式第2号）を当該生徒へ通知する。

（6）収入状況の届出

- ①受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者が、毎年度、7月末までの教育委員会が定める日までに、課税証明書等を添付した「学び直し支援に係る収入に関する事項届出書」（様式第3号）を、生徒が在学する高等学校の学校長を経て教育委員会に提出し、継続認定を受けることとする。

- ②教育委員会は、生徒から提出された届出書に基づき「学び直し支援金継続支給決定通知書」（様式第4号）または「学び直し支援金受給資格消滅通知書」（様式第5号）を当該生徒へ通知する。

- ③理由なく、届出書の提出がない者については、受給資格が消滅したことを「学び直し

支援金受給資格消滅通知書」(様式第5号)により通知し、新たに「学び直し支援金受給資格認定申請書」(様式第1号)による申請がなされ、受給者と認められない限り、支援金の受給は受けられないものとする。

(7) 支給決定の取消

- ①受給者が退学又は「学び直し支援金辞退届」(様式第6号)を提出した場合は、支給の決定を取り消す。
- ②受給者が退学した場合または辞退届の提出を受けた学校長は、速やかに教育委員会に届け出るものとする。
- ③教育委員会は、生徒の退学または生徒から提出された辞退届に基づき「学び直し支援金支給決定取消通知書」(様式第7号)を当該生徒へ通知する。

(8) 休学

- ①受給権者が休学する場合は、「学び直し支援金支給停止申出書」(様式第8号)に受給者の休学許可の写しを添付し、受給者が在学する高等学校の学校長を経て教育委員会に提出することとする。
- ②教育委員会は、休学を確認し、支給停止を決定した場合には、「学び直し支援金支給停止決定通知書」(様式第9号)により当該生徒に通知する。

(9) 復学

- ①休学していた者が復学をした場合は、直ちに「学び直し支援金収入に関する事項届出書」(様式第3号)に受給者の復学許可の写しと保護者等の課税証明書等を添付し、受給者が在学する高等学校の学校長を経て教育委員会に提出し、復学の認定を受けることとする。その際、既に該当期間に対応する課税証明書等を提出している場合は、所得に関する添付書類は不要とする。
- ②教育委員会は、生徒から提出された届出書を審査し、継続支給の決定又は受給資格消滅を確認の上、「学び直し支援金継続支給決定通知書」(様式第4号)又は「学び直し支援金受給資格消滅通知書」(様式第5号)により当該生徒へ通知する。

(10) 学び直し支援金の支給方法

- ①支給された支援金については、当該受給権者の授業料にかかる債権の弁済に充てることを目的とする。
- ②全日制・定時制高校においては、6月・9月・12月・3月の22日(金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)に支給額を原則受給権者の授業料振替口座へ振り込むこととする。(特に必要がある場合は、別の口座を指定して構わない。)学校長は、授業料債権の調定等は、就学支援金と支援金は区別して処理をする。
- ③通信制高校においては、就学支援金制度と同様に、3月に年間分を処理することとし、

就学支援金と支援金は区別して処理をする。

2. 留意事項

(1) 「学び直し支援金受給資格認定申請書」又は「学び直し支援金に係る収入に関する事項届出書」が生徒から提出された際は、(別紙1)(別紙2)の送付状を作成すること。

(2) 各学校は、その円滑な実施を図るため、高等学校等を退学したことがある者が入学した時には、本制度の内容について十分な周知等を行うこと。

学び直し支援金の始期は、対象となる者の就学支援金の受給権が消滅した月の翌月からとなる。就学支援金の受給権消滅後、直ちに学び直し支援金の申請がなされなかった場合でも、学び直し支援金の在籍月は経過するので注意すること。

- <例>
- ・ 就学支援金受給権…27.8月まで(8月で受給権消滅)
 - ・ 学び直し支援金の在籍月…27.9月から
 - ・ 学び直し支援金申請…27.12月 認定されたが、支給は12月からとなる。
 - ・ 28年1月31日に転校…受給期間は27.12月～28年1月(2ヵ月)
学び直し在学期間は27年9月～28年1月(5ヵ月)
 - ・ 転校後の学び直し支援金は、計算上最大19ヵ月の支給となる。

(2) **生徒・保護者のプライバシー保護に最大限の配慮をする。**

①関係書類の提出等は、下記により対応する。

- ・ 保護者からの関係書類の提出に当たっては封をした封筒で行う。
- ・ 提出を学校への郵送でも受け付ける。
- ・ 関係書類は、事務室へ直接提出させる。
- ・ 審査事務、生徒・保護者への電話連絡等は事務室で対応する。

② 生徒・保護者に記載内容の確認、不足書類の提出を依頼する場合には、**生徒の心情、家庭状況等に配慮したきめ細かな対応をする。**

③ 生徒・保護者のデータや関係書類の管理は厳重に行う。

④ **支給対象となる生徒が支給から漏れることのないよう、必要書類の提出指導を行う。**年度内に就学支援金制度の支給要件が消滅する生徒があるか、在籍状況の確認に努め、申請時期を周知すること。